

163

セラヴィレッジ舞多間

協定区域	垂水区舞多間西5丁目の一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新 年月日	認可 2012年7月26日
	面積	19,713.97㎡		更新 2022年7月26日
用途地域	第1種低層住居専用地域		有効期間	2022年7月26日～2032年7月25日(10年)

協定内容の概要

- (1) 宅地の1区画あたりの最低敷地面積は150㎡とする。
- (2) 学園南線沿いに配置される宅地(区画番号7から17までの11区画)は、間口(南北方向)を最低12mとしなければならない。
- (3) 宅地の地盤面の高さは、原則として協定締結時の地盤面の高さを変更してはならない。ただし、造園及び車庫の建築による一部の変更は、この限りではない。また、宅地の地盤高が道路(歩行者専用道路含む)よりやむを得ず低くなる場合は、擁壁等を設置し斜面を保護しなければならない。
- (4) 建築物の用途は、一戸建ての専用住宅とする。ただし、次に掲げるものはこの限りではない。
- ア 第7条に定める運営委員会が住環境を害するおそれがないと認めた兼用住宅(建築基準法施行令第130条の3に掲げるもの)。
 - イ 軒の高さが2.3m以下、かつ、床面積の合計が15㎡以内で、建築物に付属する物置その他これらに類するもの又は、建築物に付属する開放性の高い車庫
 - ウ 集会所
 - エ 診療所
 - オ 警察官派出所、公衆便所等公益上必要な建築物
- (5) 建築物は、宅地1区画につき1戸とする。(ただし、委員会の許可を得たものは、2区画以上の区画を併合することができる。)
- (6) 建築物の階数は、地階を除き2階以下とする。
- (7) 建築物及び建築設備、屋外看板等の形態、意匠及び色彩は、良好な住宅地に調和し、周辺の街並み景観を損なわないものとする。

※この地区は隣接地・除外地はありません。

運営委員会連絡先	委員長
----------	-----

詳しくは建築協定運営委員会まで問い合わせて下さい。

